

つくば市記者会 御中

発信日：平成31年（2019年）2月7日（木）

発信元：つくば市保健福祉部障害福祉課

取材依頼 周知依頼 募集告知 その他

D V被害者の資格証明書誤送付 について



1 概要

昨年、夫からDV（ドメスティック・バイオレンス）を受けていると申し出があった女性とその子に対し、従来住んでいた住所に資格証明書を送付してしまい、DV加害者に、つくば市に住んでいること、医療機関名、薬局名がわかってしまった。

親子が住んでいる住所自体がDV加害者に分かったわけではないが、利用している医療機関名、薬局名が知られたことで発見される可能性があり、引っ越しを希望されたことから、その費用をお支払いした。

2 経緯

- ・平成30年5月
DV被害者から、問い合わせがあり、今回の誤送付が発覚。
- ・平成30年5月23日、7月6日
引っ越しにかかる費用の支払い。

3 誤送付の原因

障害福祉課の職員がDV被害者であることの申し立てを受けており、障害福祉課で課の業務システムに登録する必要があった。しかし、障害福祉課の担当者がその登録をしておらず、紙のメモのみで管理していた。その結果、誤送付が起きた。

4 公表を遅らせた理由

DV被害者の特定につながらないよう慎重な取り扱いを行ったため、公表を遅らせたもの。

5 市長コメント

起こしてはならない重大な過失であり、被害者の方に多大なるご迷惑をおかけしたことを心よりおわび申し上げます。

今回の事態を重大に受け止め、市では再発防止策として、庁内の情報共有システムとチェック体制を強化いたしました。今後は二度とこのような事態を起こさないように努めてまいります。